

# 令和 6 年度 第 1 回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和 6 年 7 月 18 日 (木) 18:30~20:00	
出席者	協議会委員	西内委員長, 土居副委員長, 廣井委員, 山岡委員, 利谷委員, 堀委員, 公文委員, 田中委員
	健康福祉部	橋本部長, 入木副部長, 和田福祉事務所長
	基幹型地域 包括支援 センター	関田所長, 宮川副所長, 田部係長, 三橋係長 谷脇主査補, 藤崎主事, 坂口主査補, 山崎主査, 浅野主査
	障がい福祉課	前田係長, 岡添主任, 坂本主査
	健康増進課	喜多精神難病担当係長, 上甲主任
	家庭裁判所	杉本書記官 (オブザーバー)
内容	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画の概要</li> <li>2 令和 5 年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関の事業報告</li> <li>3 令和 6 年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関の事業計画</li> <li>4 令和 5 年度高知市の実績及び令和 6 年度高知市の計画</li> <li>5 第二期成年後見制度利用促進基本計画 基本目標及び施策体系</li> </ol> <hr/> <p>(事務局)</p> <p>お時間お待ちいただきありがとうございました。ただいまより、令和 6 年度第 1 回成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。本日はご多用のところ、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日司会を務めます、高知市基幹型地域包括支援センターの藤崎と申します。よろしく願いいたします。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第が表紙になっておりますホッチキス止めの資料が一部と、別紙 1, 2, 3 と書いてある資料となりますが、お手元に資料がない方はいらっしゃらないでしょうか。もし足りない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。</p> <p>本会議の設置に関しましては、資料 2 ページ、高知市成年後見制度利用促進審議会条例で定められております。詳細についてはご確認ください。</p> <p>開会にあたりまして、健康福祉部長橋本よりご挨拶させていただきます。</p>	

(橋本部長)

皆さんこんばんは。高知市健康福祉部長の橋本でございます。令和6年度第1回目の成年後見制度利用促進審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用のところ、成年後見制度利用促進審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃は、本市の高齢者福祉の推進にご協力をいただいております。重ねて御礼を申し上げます。

さて、高知市では令和3年度より第1期の高知市成年後見制度利用促進計画を策定し、3年目となる今年度は計画の最終年度であるとともに、この2年間の取組状況の評価や、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえ、次期計画策定を行う年度となります。これまでの2年間で、高知市社会福祉協議会に中核機関を委託し、成年後見制度の理解及び利用促進に向けた市民啓発を重点目標とし、取り組んでまいりましたが、令和5年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、成年後見制度の周知度につきまして、「制度のことを大体知っている」と回答した方の割合は低く、令和2年度に行った調査と比べましても、市民の制度理解が進んでいない状況でございます。今後高齢化が進み、単身世帯の増加に伴い、成年後見制度のニーズが高まります中、制度理解が進まないことで、ご自身の望む生活を実現することが困難となることのないよう、ご自身の望む生活を考え、適切な時期に制度利用ができるように取り組んでいく必要がございます。しかしながら、行政や中核機関のみでの活動では限界があり、委員の皆様をはじめ、各関係機関の方にお力添えをいただきながら、様々な取り組みを進めて参りたいと考えております。今年度は計画策定に向けた意見交換の開催も予定をしております。本日は、夜間になり、また長時間の会議となりますが、ぜひ活発なご議論をくださいますようお願い申し上げます。開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

橋本部長ありがとうございました。今年度は委員改選年であり、3名の委員様に新たに就任いただいております。資料の1ページ目の名簿に沿って、事務局より新任委員の所属団体とお名前をご紹介しますので、一言ずつご挨拶をお願いします。まずは、高知弁護士会より、山岡真博様。

(山岡委員)

皆さんこんにちは。高知弁護士会の弁護士の山岡真博と申します。いろいろまだわからないことだらけですけど、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

次に高知県介護福祉士会、利谷大輔様。

(利谷委員)

皆様こんばんは。今日は隣にいる溝淵委員からの引き継ぎということで、この場に立たせてもらっています。普段の仕事としては、ケアマネージャーをしております、高齢者支援の現場で働いております。わからないことが多々ありますが、勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

高知市手をつなぐ育成会の田中里早様ですが、遅れていらっしゃるの、割愛させていただきます。なお、高知県精神保健福祉士協会の堀委員は本日所用のため、少し遅れるとの連絡をいただいております。

次に、本会議の委員長、副委員長の選任を行います。どなたか立候補はございませんでしょうか。特になければ、事務局から推薦させていただきます。委員長に高知県立大学の西内委員、副委員長を高知県司法書士会の土居委員にお願いいたしたいと思っておりますが、構わないでしょうか。

それではこれより議事に入りますので、西内委員長、土居副委員長よろしくお願いいたします。

(西内委員長)

皆さんこんばんは。高知県立大学の西内です。委員長になりましたが、皆さんに助けていただかないといけない点が多々あると思っておりますので、それぞれの立場から積極的にご意見をいただきながら会議進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは時間も限られておりますので、議題に入りたいと思っております。皆さんのお手元の、資料にある次第に沿って説明させていただきます。本日は、そこにありますように、5つの議題があります。ただ、関連する議題がありますので、3番、4番、5番、6番については、まとめて報告をいただき、後で委員の方から意見をいただくようにしたいと思います。

まず、第一期高知市成年後見制度利用促進基本計画の概要、令和5年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関の事業報告、令和6年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関の事業計画、令和5年度高知市の実績及び令和6年度高知市の計画について事務局から説明をお願いします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

いつもお世話になっております。基幹型地域包括支援センターの浅野です。

新しい委員の方もいらっしゃるの、第一期の計画のことや、これから会の中で出てくる用語の説明をさせてもらってから、中核機関の活動報告や二期計画の説明をさせてもらいたいと思っております。まず、別紙1の資料をご覧ください。

1 ページ目です。第一期計画の資本理念は、「誰もが住みたい場所で、自らの希望が叶えら

れ、安心して暮らすことができる高知市の実現」です。計画の期間は令和3年度から令和6年度末までです。計画の位置づけは、成年後見制度の利用促進に関する法律の第14条第1項に規定される市町村計画として策定しています。基本目標は①権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える。②市民一人ひとりが望む生活を考え表明する。③本人の意思を大切にして能力に応じたきめ細やかな対応を図る。この3つを基本目標として取り組んできました。

次に2ページに移ります。第一期の計画の中で先ほど説明をした目標や理念のもと取り組みを行うにあたり、権利擁護に関する相談窓口を明確化し、市民や支援関係者が気軽に相談できる体制の整備として、権利擁護支援地域連携ネットワークの中核機関を令和4年4月1日に設置しました。この中核機関は高知市社会福祉協議会へ委託しております。中核機関の役割は以下の5つとなっております。

次に3ページです。第一期の計画の中でも記載がありますし、今後の二期計画や第一期の計画の評価のところで権利擁護チームという言葉がでてきますので、少し説明をさせていただきます。このイメージ図のように親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う仕組みを「権利擁護支援チーム」といいます。本人を含めたチームで本人さんの困りごとに早期に対応ができるようにしていきます。

次に4ページ目に移ります。ここでは地域連携ネットワーク協議会についてです。こちらでも第一期計画の中で説明もありますし、後にも用語が出てきますので、説明をさせていただきます。地域連携ネットワーク協議会は、このイメージ図のように権利擁護支援を必要とする人を含め、地域で暮らす人が地域や福祉行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことです。また、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職団体及び関係機関が必要な助言・支援を行うとともに、構成団体間の連携推進、権利擁護推進に関する課題や取組について協議する場となります。本日は議題が多くなっていますので、協議会は行いませんが、今後審議会と協議会を一緒に行いますのでよろしく願います。以上簡単ではありますが、第一期の計画の説明とさせていただきます。

(中核機関 中村)

皆様お世話になっております。高知市社会福祉協議会の中村と申します。私からは中核機関の令和5年度の事業報告と令和6年の計画についてご説明させていただきます。

次第のついでにある資料の3ページをご覧ください。中核機関業務の令和5年度の報告になります。詳細については資料をご確認いただければと思います。

当センターは、令和4年の4月から成年後見制度利用促進計画に基づいた、中核機関業務を受託しております。これまで培ってきた支援を基盤としまして、中核機関業務を実施するとともに、法人後見受任事業、日常生活自立支援事業、これからあんしんサポート事業などを一体的に実施しております。認知症や障害を持たれた方は、判断能力が低下しても住み慣

れた地域で安心して生活を継続できるように、権利擁護に関する支援を行っております。

①の広報啓発につきましては、基幹型地域包括支援センター等の協力を得ながら実施しております。令和5年度は、従来のSNSでの発信や市民の集いの場、職能団体などの専門職への出前講座を含めた事業周知に加えて、新たに地域住民に身近な生活圏域である銀行、具体的にはリーフレットの設置や、モニターを介してセミナー等の周知を行いました。また、スーパーでの広報啓発にも力を入れております。今年度以降も引き続き、地域住民の皆様への広報啓発に力を入れ、成年後見制度の利用促進に努めて参ります。

続いて、4ページをご覧ください。

②の相談対応につきましては、令和5年度に当センターに寄せられました、初期相談件数は441件となっております。初期相談の中には相談に至る理由が複数計上されるものも増加しております。1つの相談に対する課題が複合化されています。そのため、地域包括支援センターやケアマネージャー、医療福祉関係機関、その他の専門職などと連携しまして、同行訪問など、アウトリーチの方にも力を入れております。今後は、権利擁護支援の総合相談窓口として、予約なしの対応等も増加することが予想されておりますので、人員体制の整備の必要があると考えております。また、弁護士会・税理士会・司法書士会等の協力を得まして、専門相談会の実施や、アドバイザリー契約を結び、法律的な相談にも対応しております。

協議会での困難事例の検討や、成年後見セミナーでは、権利擁護支援の核となる意思決定支援を取り上げました。また、毎月1回の支援会議の場を通じて、専門職向け勉強会として、信託について山岡弁護士においでいただき、学びを深めております。

③の成年後見制度利用促進につきましては、協議会での受任調整の案件はなかったですが、初期相談ケースから、受任依頼に随時対応し、専門職に適切なつなぎを行っております。また、コロナの影響によりまして、2年連続で中止となっておりましたが、市民後見人養成講座を2年ぶりに開催し、4名の方が新しく市民後見人材バンクに登録されております。他市町村や県外在住の方の受講もあり、広域的な取り組みとなっております。

④の後見人支援につきましては、7件の相談に対して中立的な観点で、支援者間での情報を共有しながら、後見人等々、関係機関との関係の構築を図っております。

⑤の連携支援につきましては、地域連携ネットワーク協議会の開催や、成年後見利用促進に向けて、家庭裁判所、高知市と3者で情報連絡会を開催しています。また、随時支援会議や各セミナー、研修会などを通して、参加されておられます専門職の皆さんと意見交換を実施しております。以上で令和5年度中核機関運営業務の実績報告を終わります。

引き続き、令和6年度中核機関運営業務の事業計画をご説明させていただきます。

資料8ページからとなります。

まず、中核機関としまして、3つの基本目標を中心に業務を行って参ります。

基本目標1「権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える」の広報啓発につきましては、関係機関、専門職の皆様だけでなく、広く市民の皆様にも、成年後見制度、権利擁護に関する広報啓発が行えるように、委託元であります基幹型地域包括支援センターと協力しな

から活動して参ります。具体的にはホームページの活用や、SNSを利用した広報啓発、介護支援専門員やMSW等の職能団体への広報啓発、いきいき100歳体操会場などへの出前講座、銀行やスーパーなど市民の皆様身近な生活圏域での広報啓発の強化を予定しております。

続いて相談対応についてですが、内容が複合化・専門化した相談にも対応できるように、アドバイザー契約を含め、司法の専門職との連携を強化していきます。加えまして、専門職の資質向上研修に講師派遣の方を予定しております。

成年後見制度利用促進機能につきましては、前年度同様受任調整の相談対応や、協議会による受任調整会議を検討していきます。

基本目標2「市民一人一人が望む生活を考え、表明する」につきましては、令和6年度からは、市民後見人養成講座を2年に1回の開催とし、今年度は、養成講座のあり方の見直しを行って参ります。また、前年度に実務実習を受けられなかった方の実務実習の実施等、市民後見人材バンク登録者向けのフォローアップ研修に加えて、坂出市の市民後見人との交流会も実施予定です。

後見人支援機能につきましては、今まで通り、親族や市民後見人、専門職後見人などからの相談に対応しまして、今年度初めて親族後見人の集いを開催し、後見人同士の交流の場を設定する予定です。意思決定支援の浸透では、研修に加え、出前講座での普及啓発を行って参ります。

基本目標3「本人の意思を大切に、能力に応じたきめ細やかな対応を図る」につきましては、基幹型地域包括支援センターを始めとする行政・家庭裁判所との情報共有を随時実施いたします。また、権利擁護支援ネットワークの構築につきましては、協議会の開催により、関係機関との連携協議を行って参ります。

最後になりますが、高知市社協の独自事業ではありますが、法人後見受任事業で、市民後見人の活動の場の確保及び円滑な市民後見人受任に向けたスキルアップを目的に、権利擁護支援員として、市民後見人材バンク登録者を雇用し、新たな市民後見人の受任につなげて参ります。また、日常生活自立支援事業につきましては、判断能力が汚されている利用者に対して、成年後見制度への円滑な移行を行って参ります。

委員の皆様のご意見をいただきながら、円滑な事業運営が行うことができいております。令和6年度の成年後見制度利用促進基本計画に基づいた、中核機関業務、高知市社協の独自事業である法人後見受任事業、これからあんしんサポート事業、県社協から受託している日常生活自立支援事業の4事業が一体的に実施できる強み、さらには、高知市社協の共に生きる課の中に事務所があることによる、生活困窮者支援の家計改善支援事業から、日常生活自立支援事業、そして成年後見制度といった連携が円滑に行える強みを生かしつつ、中核機関として、権利擁護支援の発展的な事業推進に努めて参ります。以上で終わります。

(事務局)

次の議題に移る前に、新任の委員様が到着されましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。高知市手をつなぐ育成会の田中様お願ひします。

(田中委員)

遅くなり申し訳ありません。育成会の田中と申します。今日初めて参加させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

次の議題に移らせていただきます。

(基幹型地域包括支援センター浅野)

基幹型地域包括支援センター浅野です。令和5年度の高知市の実績および令和6年度の高知市の計画について説明させていただきます。資料10ページをご覧ください。

まず、令和5年度の高知市の実績ですが、資料別紙2を合わせてご覧ください。評価等の詳細につきましては、後ほど第二期計画の説明の際に説明させていただきます。令和4年度はコロナの影響もあり、地域活動が休止され啓発する機会を作ることが困難でしたが、令和5年になり、少しコロナが落ち着いた時期からは地域活動が再開したこともあり、成年後見制度について学習会などの市民啓発を行うことができる一定でき、啓発回数も増えております。第二期計画のところでも説明させていただくため、ここでは詳しい説明を省略させていただきます。

次に、令和6年度の計画について説明します。

資料10ページに戻りまして、(1)権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える。について、①成年後見制度に関する市民啓発についてですが、こちらは地域包括支援センターによる啓発や健康に関するイベントにて、年42回啓発を行っていきたく思っております。権利擁護に関する出前講座の開催や、成年後見セミナーの参加者数については、先ほど中核機関から説明がありましたので、省略いたします。

②相談対応力の強化についてです。相談支援機関・医療機関に対する研修は引き続き行って参りますが、予定として医療機関や居宅介護支援事業所に対して啓発、精神障害者地域移行支援者会議で周知・啓発を行うよう計画しています。

③成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施について、権利擁護支援のニーズがあるものの、成年後見制度の申立をする親族がない方に対し、適切に市長申立を実施します。また、報酬助成についても経済的に困窮状態にあり、後見人等への報酬の支払いが困難な方については、適切に報酬助成を行っていきます。

(2)市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する。①市民一人ひとりが望む生活を考えるでは、将来に対する意思表明に関する学習会の開催を年14回目標としており、活動としては地域包括支援センターによる周知・啓発、精神科病院の入院患者を対象とした退院意欲

喚起プログラムの中で、周知・啓発を行うよう計画しています。

②任意後見制度及び補助・保佐累計の利用促進についてですが、任意後見制度は、権利擁護支援において本人の意向に沿った支援を行うために望ましい仕組みであり、本人の権利を可能な限り制限せず、本人意思を尊重した権利擁護支援を実践するものであるため。中核機関の相談事業を通じて任意後見・補助・保佐類型の利用促進を引き続き図っていきたいと思います。

③日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行については、高知市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業専門員が、利用者の判断能力を確認し、必要に応じて中核機関と連携して成年後見申立を引き続き支援をしていきます。また、申立できる親族がいない場合は、適切に市長申立を行います。

(3) 本人の意思を大切にして、能力に応じたききめ細やかな対応を図るでは、中核機関の事業計画にもあったと思いますので、そちらをご参照ください。

(西内委員長)

ご説明ありがとうございました。

次第の3番4番5番6番について、まとめて、説明をいただきました。

では、順番に確認をしていきたいと思いますけども、まず、第一期高知市の成年後見制度利用促進基本計画の概要について今回初めて参加された委員の方もいらっしゃると思いますのでご確認いただいて、第一期の内容についてご質問とかご意見がありましたら、お願いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。この辺が分かりづらいとか、その辺どうなのかといった質問がありましたらお願いいたします。

概要はよろしいでしょうか。

また関連するところがありますので、その時に聞いていただいてもいいかと思います。では概要は以上にしたいと思います。

続いて、令和5年度の中核機関の事業報告についてはいかがでしょうか。表にまとめていただいております。中核機関の中村さんから説明いただいたところになります。4名の職員体制で非常にたくさんの業務をやられているということが分かったのではないかと思います。いかがでしょうか。後でも構いません。

(廣井委員)

行政書士の廣井でございます。

活発な活動がなされていると拝見しましたけれども、3ページ目の広報啓発部分で、銀行やスーパーの生活圏域にパンフを配布したということで、その反応といいましょうか、それによって何らかの反応やリアクションがあったかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

(中核機関)

銀行では成年後見セミナーのご案内をモニターで流させていただきました。そのモニターを見てということではなかったですけども、おそらく銀行から周知していただいたことにより、住民さんが参加されたというふうに考えております。

また、スーパーにつきましては、スーパーのリーフレットを見たという形で、ご相談いただいたりとか、置いてあったねっというような形で、お声をかけていただいたりということ、やはり生活圏域にリーフレットを置くということは大切だと感じたところではありました。

(山岡委員)

弁護士の山岡でございます。

市民後見人向けの講座や研修について、高知市さんによく呼んでいただいておりますが、最近あまり呼ばれてないので、ぜひまた活用いただければと思います。

あと、弁護士会では雑談レベルになりますが、よく話に出ているのが、本当に入口レベルでの困難事例で、もうどうしようもないという、要は申立でできる人が誰もいない、あるいはもう敵ばかりで、結局市長申立や法人受託の案件になると思えますけれども、なかなか高知県内の市町村の特性と職員さんのやる気に齟齬があると思われそうですが、高知市の場合は、実績としては上がっているのでしょうか。

(基幹型地域包括支援センター 関田)

市長申立の実績につきましては、先ほど別紙資料でお示しさせていただいた通り、項目としましては、③成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施というところで本市の実績を出させていただいております、令和4年度の市長申立件数は28件、令和5年度につきましても28件、内訳として、令和4年度は高齢者が27件、知的障害の方で1件、令和5年度につきましては、高齢者21件、知的障害のある方で2件、精神障害ある方で5件といった状況になっております。

また、その下に助成金の申請件数も記載させていただいておりますが、令和4年度につきましては19件、令和5年度につきましては20件といった状況です。

(山岡委員)

実績は増加傾向のようですが、評価はBでしょうか。

(基幹型地域包括支援センター 関田)

成年後見制度の利用が必要な方については年々増えてきておりますので、その中で市長申立も増えてきているかなと把握しているところでございます。

(山岡委員)

令和6年度の計画に向けての反省点ということで、ちょっとお聞きしたかったのですが、法人受託の数は増えているでしょうか。

(中核機関)

高知市社会福祉協議会の中村です。

令和5年度は新規受託が1件でした。現在15件受任しております、その数が適切なのか分からないのですが、体制のこともありまして、数が増えていってないところがあります。

(西内委員長)

他の委員さんいかがでしょうか。

(溝渕委員)

高知県社会福祉士会の溝渕です。よろしくお願いします。

市長申立のことでお伺いします。多分、地域支援事業の予算の中で市長申立が行われていると思うのですが、同じ地域支援事業の中で今回介護保険の方でも、介護用品の支給の金額が減るといったこともあり、ますますこれから市長申立が必要になってくる方がいらっしゃる中で、この助成金の申請が増えていくことも考えられ、そこについてどのようにお考えか、お伺いします。

(基幹型地域包括支援センター 関田)

予算としては、助成金を任意事業の中で構成している形となります。おっしゃっていただいた通り、助成金の財源としましては、介護保険事業の中の地域支援事業、そのメニューの中に任意事業というのがございまして、その中で成年後見制度に関する予算が計上できるといいますか、国としてここで制度設計しておりますので、そこからという形になっております。以前にもお話をさせていただいたかもしれませんが、この地域支援事業につきましては、市町村ごとに上限があり、その枠の中で実施することになっています。先ほどおっしゃっていただいたように、家族介護用品や配食の事業等、地域包括支援センターの運営に関する費用とその上限の範囲が一緒でして、現在本市において、それらの事業でほぼ上限いっぱい使っているといった状況です。今後、何もしなければ、その上限超過という形になり、超過処分については市町村の負担という形になってくる、100%市町村負担となるのではないかと考えております。

ちなみに地域支援事業の内訳としましては、1号の保険者では23%、それ以外の方は市・県で分割している状況ですが、この上限を超えると100%市町村負担となりまして、非常に厳しい状況になるというところではあります。

また、おっしゃられるように申立件数は増加しており、それに伴い助成が必要な方も増えてきているところでもありますので、予算については、今後も状況を見ながら検討が必要になるのですが、何らか工夫しながら一定確保はしていきたいと考えております。なお、国の方にも適正な予算配分や、運営の仕方についての検討もいただきたいと考えているところですが、現在行われております、成年後見に関する国等での議論の中で、そういった項目も見受けられますので、今後は令和8年度に向けて、何らか考えが示されるのではないかと期待をしておりますけれども、現状まだ詳しい内容がわからない状況でございます。

(西内委員)

それでは他の委員の皆様いかがでしょうか。

中核機関の事業報告と事業計画、それから高知市の実績に絡んだような話になってますが、そこ問わず、次第3番、4番、5番、6番、関連した内容でご質問ご意見をいただこうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(溝渕委員)

高知県社会福祉会の溝渕です。

中核機関の事業報告の中で、事業体制として4名でされているとありましたが、4ページの予約なしの来所相談への対応が困難な場合があったということで、今後そういう相談も増えるだろうから、そういうところに対応していかなければならないというお話があったと思いますが、事業計画でも人数は同じですが、どういった方向で採用していかれるような、想定されているのか、ちょっとお伺いできたらと思います。

(中核機関)

基本的には電話で予約の上での来所相談というところを促させていただき、アウトリーチする職員が重ならないようにする等、そういった形で誰か1人は事務所に残れるような体制がとれるよう考えています。人員を増やすには、これから実績を上げていかないと難しいかなと考えております。増やしていただければ助かりますが、なかなかそうもいかないと思いますので、この4名で工夫をしながらやっていかなければと思っております。

(土居委員)

司法書士の土居です。

1つ、第一期の基本計画の中では、権利擁護支援チームというのが計画の中にあって、第二期についてもその権利擁護支援チームを発展させるといいでしょうか、充実させていくという計画が出るかと思いますが、権利擁護支援チームについての詳しい進捗といいましようか、どんな具合か、ご説明いただければと思います。多分地域共生社会の中で、1人をみんなで見守っていきましょうという体制づくりだと思うのですが、具体的な活動や施策みたい

なもの、どうなりますでしょうか。

(中核機関)

権利擁護支援チームとしまして、現状ではそのケースで関わっている関係機関や、支援をしている方々を集めたものが、そのケースの権利擁護支援チームみたいな形で考えておりますが、第二期の計画ではどうでしょうか。

(土居委員)

少しだけ、司法書士の方でも具体的に後見業務をしているときに、この権利擁護支援チームという意識がないといいますか、事案のそこだけしか見えてない。何かのときには、福祉士さんやドクターに関与してもらって本人を見守るといふ、それが実態かなと思いますけど、どうでしょうか。何か具体的にやるときに、何か切り口のようなものがあつたらいいかもしれないなと感じました。

(基幹型包括支援センター関田)

本市の実績で言いますと、先ほどの別紙資料の下から3段目に書かせていただいております通り、中核機関が把握している困難事例については協議会でも検討などいただいて、支援を行っているところではございますけれども、なかなかおっしゃっていただきました通り、専門職の方と連携した対応というのが、補助的にとか、チームとしてしっかりできているという状況ではないかなと考えております。それにつきましては、後ほど次期計画に向けた方向性のところで今後の取り組みについて、お話をさせていただきますのでまたそちらでご議論いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(西内会長)

それでは他の皆様いかがでしょうか。

(利谷委員)

高知県介護福祉士会の利谷です。

初めてなもので分からないこともあり、質問ですが、この地域連携ネットワーク協議会は、金融機関から本人とか後見人さんに、助言とか協力っていうところがあると思いますが、具体的に金融機関からこんな助言や協力があつたというものがあれば、どのような内容か教えてください。

(中核機関)

金融機関からは、広報啓発をさせていただいているところもあり、窓口から繋がってくるケースが結構多くなっております。どうしても判断能力が低下された方が窓口に来られたと

きに、ご相談という形で繋げていただいて、そのケースを支援していく経過の中で、再度同じような形で来られている場合には、今後の対応をどうするかについてチームとして協議することがあります。最近、金融機関からの繋ぎってというのは増えてきている現状ではありません。

(利谷委員)

ありがとうございます。というのも、私も実務の中で銀行から直接居宅介護支援事業所に、何回も窓口に来られるという相談があったので、今回、広報の中でも銀行にパンフレットを配っていただいているということで、そういう効果もあったのかなと、私自身が体感しましたので、具体的に何かあったのかなと思いを聞いてみました。

(山岡委員)

権利擁護支援チームによる対応のところ、評価Cになっておりますが、協議会で対応方法の助言をいただき支援につなげる等、対応をしてきたが支援できた件数が少ない、この意味ですけれども、協議会でいろいろと一生懸命協議をして、私の感覚では非常に支援されてらっしゃるという認識ですけれども、結局それが結果としてできなかったという意味ですかね。そうであればそもそもレベルが高すぎると思いますが。

(中核機関)

協議会の場で受任調整の協議する案件がなかったという意味合いで、書かせていただいております。といいますのも、協議会と審議会を同日開催いたしておりますので、その時にタイムリーに案件があるのかということ、そうでない場合もございますので、今後は随時、受任案件や困難事例が出てきたときに、すぐ集まれるような体制、それこそ月1回開催している支援会議など、様々な場を用いて協議できたらと考えています。多分先生がおっしゃっている協議できているのではないかという場合は、随時タイムリーにやっている、協議の場をおっしゃっていただいているのではないかと捉えました。

(山岡委員)

それがタイムリーに繋がってない。人材不足の話になるのでしょうか。

(基幹型事業支援センター 宮川)

評価については、基幹型包括支援センターで、評価をさせていただいております、ここで先生がおっしゃっていただいたように、評価Cとなっているのは協議会でご意見いただいたところのその質の問題については、評価をさせていただいております、その部分については一定支援の方も行って来たところで評価しつつ、ただ、どうしても件数については、協議会で協議したものについてはどうしても数が少なくなりますので、その運営に

おいて、こちら評価をCとしております。

(山岡委員)

目標の件数というのは、これは設定しがたいものになりますね。

(基幹形地域包括支援センター 宮川)

こちらは第一期計画においては、件数も設定をしておりませんでした。後見業務を行われている方はたくさんおられますので、そういった数を例えば分母とするならば、その方々に対する支援をした数ということで言えば、少ないというところで、こちらの評価をしているところでございます。

(山岡委員)

絶対的に数がまだ少ない、もっとやれるのではないかということの評価Cですね。

(西内委員)

他の委員の皆様いかがでしょうか。

(廣井委員)

行政書士の廣井でございます。

市民に対する啓発というところが、いつも少しできてないというふうに自制されているような感想を受けますけれども、先ほどスーパーであるとか、金融機関にチラシを置くことによって、周知啓発をなされてきているようだという報告もありましたし、喜ばしい方向ではないかと思えます。

市民に対しての周知啓発という取り組みも大切ですが、この10ページ11ページを拝見して、とても良い取り組みがなされていると思ったのですが、令和6年度の高知市の事業計画ですね、権利擁護支援を必要とする人が早期に発見されるという取り組みの1つで、②相談対応能力の強化とございまして、相談支援機関や医療機関に対し、この制度等権利擁護の推進に関する研修を実施するというので、そちらに対してアプローチをかけていくという取り組みが、結局、次の11ページの本人の意向に沿った支援を行うという、任意後見制度推進や、補助・保佐類型の利用促進にすごく繋がってくるのではないかと感じて、そういったリンクの活動がなされていると思い、ちょっと感動いたしました。

市民に対する広報啓発周知という取り組みとともに、こういう関係機関への制度の周知ということが、すなわち市民に対する利用促進に繋がっていくというふうにリンクされているかと思い、私としましては、明るい展望が開けているのではないかと感じました。以上です。

(西内委員長)

廣井委員が上手にまとめていただいた気がします。多分実際の中核機関にしても、包括にしても、専門職からの相談が多いのではないかと思います。そういう点では先ほどの10ページにありましたように専門職の方に、権利擁護という視点で見ていくってところをわかってもらうところは、支援チームを作っていくってところで大事なポイントかなと思っております。他の皆様はいかがでしょう。

(堀委員)

精神保健福祉士協会の堀です。

今年度の取り組みの中で、精神障害者地域移行支援会議で周知啓発、それから、入院患者を対象とした退院喚起プログラムでの周知啓発とありますが、おそらく健康増進課との連携によるものかと思いますが、確かに精神障害の方は、なかなか支援が難しいところがあって、支援を利用するにあたって、まず彼らが受け入れてやっていくっていう、そういうところからやっていかないといけないところがありまして、こういったプログラムの中でやっていただけるというのは非常にありがたいかなと思います。

社協の方で感じておられる課題や取り組みなど、この他に具体的なものがあれば、教えていただきたいです。

(健康増進課 上甲)

こちらに記載のある、医療機関への啓発、障害者地域移行支援者会議での周知啓発ですが、健康増進課だけでなく高知市の取り組みとして今後やっていきたいと思っています。

(中核機関)

広報啓発で感じている課題ですが、一応専門職向けの出前講座の開催や、講師派遣ってところの周知はしておりますけれども、なかなかちょっとニーズが上がってこない、そこで件数が伸びてないところもありますので、もっとこちら側からアプローチしていくことも、先ほど廣井先生がおっしゃられたように、専門職にアプローチするところは大切だと思います。実際に専門職からの初期相談の繋ぎの件数っていうのは多い状況にありますので、もう少しこちらからアプローチをかけてもいいのかなと考えております。

(堀委員)

専門職に対しては、おそらく今までも頑張ってなされてきたと思いますが、この中では直接患者さんに対する広報も行われる予定であるというところですので、ご本人たちに届くというところでは、どのような工夫があるのでしょうか。

(障がい福祉課 岡添)

ご質問いただいた精神科病院の入院患者さんを対象としたという部分については、健康増

進課が検討している部分になりますが、その患者さんの支援に障がい福祉課も携わることもありますので、その中でケースを通して、その都度説明させていただく部分もあるかとは思いますが、こういうプログラムとか、会議の場を通じては、健康増進課から周知啓発をさせていただければと思います。先ほど、患者さんに直接届くような周知の仕方をというところもご意見いただきましたので、今後参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(西内委員長)

では、患者さんご本人へ、ここに書いてあるプログラムをどういうふうに進めていくかというところについても、また検討いただいて、場合によってご本人からご意見をいただくような感じで進めていただければと思います。ありがとうございます。

そしたら時間が限られておりますので、次の議題に進ませてください。

また後で関連してきますので、ご質問いただければと思います。

では、7番目になりますが、第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本目標及び施策体系について、事務局より説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

お手元の資料の別紙3をご覧ください。

ここからは、第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本目標及び施策体系について説明させていただきます。第一期の計画で基本理念が誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現となっており、計画期間は令和3年度から令和6年度末までとなっております。成年後見制度の利用促進に関する法律の第14条第1項に規定される市町村計画として策定しております。

基本目標は3つで①権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支える。②市民一人ひとりが望む生活を考え表明する。③本人の意思を大切に能力に応じたきめ細やかな対応を図る。としています。計画の期間が令和6年度末までとなっておりますので、今年度第二期の策定に向けてこの審議会で検討をしていきたいと考えております。第二期の計画を策定する考え方として、第一期計画の評価を行い、国の第二期計画と高知市で実施をした調査結果、それから専門職団体の意見を踏まえ、二期計画を策定していきたいと考えております。

まず、第一期の評価ですが、別紙2をご覧ください。

こちらは令和4年、5年の評価をしたものになります。(1)の①の啓発活動についてのところですが、第一期の計画では中核機関を中心に制度の啓発を重点目標として、市も共に取り組んできましたが、中核機関が設置された令和4年度はコロナの影響もあり、地域活動が休止され啓発する機会を作ることが困難でしたが、令和5年になり、少しコロナが落ち着いた時期では、市民啓発を行うことが一定できましたが、中核機関が実施した出前講座のみしか目標値が達成されておりませんので、C評価としております。

②の相談対応力の強化では支援機関や医療機関に対する研修の実施を年3回実施するという目標に対し、令和4年も5年も目標回数以上実施することができましたので、A評価としております。

③の市長申し立ての実施と成年後見制度利用支援事業については、表のとおり、適切に実施をしてきました。第一期の計画で報酬助成についての検討を行うとしておりましたが、なかなかまだ十分な検討には至ることができていないため、B評価としています。

(2)の①市民ひとりひとり自らが望む生活を考え表明するでは、こちらも市民啓発の時と説明をしたときと重複しますが、地域活動が行えなかった時期もあります。令和5年でコロナが少し落ち着いてからは高齢分野では啓発することができましたが、障害の分野では実施ができておりませんので、B評価としております。

②の任意後見制度及び補助・保佐・類型の利用促進のところでは、制度の啓発のところでも記載をしておりますが、制度の啓発をする中で補助・保佐・後見類型の利用促進と任意後見制度の啓発を行うことで利用促進に努めてきましたので、B評価としています。

③の日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行では、中核機関がある高知市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を担っていることもあり、実績もあることから円滑に制度の移行することができおり、A評価としています。

(3)権利擁護支援チームによる対応と関係機関の連携推進では、中核機関が把握している困難事例については、協議会で対応方法の助言をいただき、支援につなげるなど、一定数の支援を行ってきたが、支援できた件数が少なく、専門職等と連携した対応など、権利擁護支援をするまで十分に至っておりませんでしたので、C評価としています。

中核機関の設置では、令和4年度から高知市社会福祉協議会に委託してこちらに記載している5つの役割を担ってもらいました。中核機関への相談件数は400件を超える相談件数ですが、そのうち後見人からの相談は令和4年度3件、令和5年度7件と少なく、相談からの対応方法として、本人面談を行っているものが、令和4年度20件、令和5年度4件となっています。

また、市民後見人養成講座は実施しており、養成はできているが、活躍の場が少ないということが課題となってきております。それと協議会の開催や家庭裁判所との意見交換会の実施等を行い、連携推進には取り組んでいる状態ですので、総合的にみてB評価としています。

地域連携協議会の設置のところでは、協議会の開催は目標回数を実施し、困難ケースの検討や市民後見人の人材バンクの登録の審査を行っていますので、A評価としています。

以上が第一期の評価としております。

続いて4ページに移りまして、国が示している第二期計画についてです。国が示している考え方および目標はこちらに記載のとおりで、計画期間は令和4年度から令和8年度までとなっています。ポイントとしては①地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援が位置付けられたこと。②成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることが示されたこと。③市町村が優先して取り組む事項

や工程表が示されたことです。市町村が優先して取りくむ事項と工程表で示された市町村の取組はこちらの表のとおりです。

次に5ページです。ここからは市が行った調査の結果です。高齢者を対象に行った成年後見制度の認知度についての調査の結果です。令和2年度と令和5年度のものを載せております。第一期の評価でも説明をしましたが、啓発活動を中核機関も市も取り組んできましたが、調査の結果としては詳しく知らない方が半数以上であり、知らない人の割合が増えています。

次に6ページです。こちらは令和2年度の障害者手帳を所持している方を対象に行った成年後見制度の認知度についての調査の結果です。

次の7ページに令和5年度の調査結果を載せております。障害の分野も高齢者と同様に詳しく知らない方が半数以上であり、聞いたことがない人の割合が増えている状況です。

次に8ページです。こちらは認知症に関する相談窓口の周知度ですが、令和2年度も5年度も相談窓口を知っている割合は低いです。

次に9ページですが、こちらは障がいのある方が困ったときに相談先があるかどうかを調査したもので、令和2年度も令和5年度も相談先があると回答している人は8割以上います。

次に10ページに移りまして、こちらでは先ほど相談先があると回答した方がどこに相談しているのかを示したものです。障がいの分野では家族や医療機関に相談している人が一番多くなっております。

次に11ページに移りますが、こちらは参考ですが、行政の相談窓口の周知度についての調査結果です。地域包括支援センターは市民の周知度が35.9%、障害者相談センターが20.9%、成年後見サポートセンターが7.6%となっており、どれも半数以下で周知度は低くなっております。

次に12ページです。こちらは高齢者に対し、人生会議について調査したもので、「自分が望む医療やケアなどについて考えたことがない」や「自分が望む医療ケアなどについて家族などの身近な人と話し合ったことはない」と回答した人が7割近くを占めていました。

13ページに移りまして、以上の調査の結果、一期の計画で制度の利用促進の取組を進めてきたが、高齢、障害分野ともに制度の認知度や行政等の相談窓口の周知が低いことがわかりました。また、自分が望む医療やケアについて考えたことや、家族等と話し合ったことがない人が多く、意思決定支援の浸透を図るとともに、成年後見制度の普及が必要であることもわかりました。

続いて14ページに移ります。これまで説明をしてきました、第一期計画の評価と国の示した第二期計画、調査の結果から主な課題と方向性についてここからは説明していきます。

(1) 成年後見制度の普及促進についてです。

ここでの課題は高齢、障害分野ともに、成年後見制度の認知度が低いこと、中核機関だけでの普及啓発では認知度の向上までつなげることが難しいことです。それから一期の計画で

は施策の目標・指標が高齢・障害の分野毎の目標になっておらず、各分野における制度の認知度の向上につながっていないことがあげられます。これに対する方向性として、市民に制度の理解が進むよう普及促進の取組を拡充することと、高齢・障害の分野ごとに制度の認知度を数値目標として設定し、目標達成に向けた中核機関，市，専門職の取組を進めていきたいと思ひます。

次に 15 ページ（2）成年後見制度の利用支援についてです。

ここでの主な課題は、今後ますます権利擁護支援の必要が高まっていく中で、成年後見制度の申立てにかかる費用や後見人等への報酬を負担することが困難な方への助成について、市長申立てによる助成は行っているが、本人・親族申立てによるものについての助成の対象外となるので、助成の必要性の分析も含めて検討を進めたいと思ひます。

それから後見人等の候補者の受任調整が困難なものがありますので、そのような事例については、中核機関が中心となり、多職種による視点で適切な後見人等の候補者を検討して本人の状態に応じた申立てにつなげていきたいと思ひます。

次に 16 ページに移ります。（3）包括的な相談支援体制の充実についてです。

こちらでの主な課題は、成年後見制度は、認知症の方や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度であるため、成年後見制度の普及促進を含む権利擁護を推進する相談窓口の周知が必要であり、市民の相談支援機関自体の周知度は低いため、相談支援機関への相談につながっていない事案があることが懸念されます。中には判断能力が低下して消費者被害に遭われる方もおられますし、被害を繰り返さないようにする必要もあります。

また、複合的な課題を抱える事案が多くなっておりまますので、包括的相談支援体制も必要となります。このような課題に対し、第二期計画では、啓発のと同様に、高齢と障害ごとに相談窓口の周知度を数値目標として設定し、目標の達成に向けて、中核機関，市，専門職の方々と協力をしながら取組を進めて参りたいと思ひます。判断能力の低下だけでなく、そのほかにも複合的な課題を抱える事案も多くなっていることから、中核機関だけでなく、包括的な相談体制を整えて、地域で制度利用を必要とする人を早期に発見して適切な支援につなげるように考えております。

次に 17 ページで（4）権利擁護支援チームの自立支援についてです。

この課題としては、これまで中核機関は、中核機関が把握している困難事例について地域連携ネットワーク協議会にて、対応方法の助言をいただき、ある一定の支援を行ってきましたが、権利擁護支援チームを支援できている件数が少ないことと、中核機関が把握している権利擁護支援チームが少ないことが課題といえるので、中核機関が可能な限り、受任後の後見人等の後見業務の状況を把握し、チームの運営を支援していき、中核機関としてのコーディネート機能の強化を図ります。また、困難事例については、中核機関だけの支援は難しいため、複合的な課題を抱える困難事例については、地域連携ネットワーク協議会での対応方法の協議に加え、関係機関での協議を行い、包括的な支援につなげる。

次に 18 ページに移ります。(5) 意思決定支援の普及促進についてです。

調査の結果でもあったように自分が望む医療やケアなどについて考えたことはない人や、家族に伝えていない人が7割をしめており、判断能力が衰える前に将来のことを考え今後どのような生活を送りたいのかどのような支援をうけたいかを家族や支援者に共有することが重要となりますので、これも自分が望む医療やケアなどについて、家族などの身近な人と話し合っている人の割合を数値目標として設定し、数値目標の達成に向けた中核機関・市・専門職の方々と協力しながら取組みを進めていきたいと考えております。また、意思決定支援を普及促進することで人生会議の重要性の浸透を図り、成年後見制度の普及につなげていきたいと考えております。

次に 19 ページに移ります。これまで説明をしてきましたとおり、第一期の計画の評価、調査の結果、国の二期の計画を鑑み、高知市第二期計画の概要案を 19 ページに記載をしています。基本理念は第一期と変わらず、計画の期間は、令和7年度から令和9年度末までとします。この期間についてですが、国の第二期計画は令和4年度から令和8年度末までとなっているので、次に国の第三期の計画がおそらく令和8年度末に示されるのではないかと思います。国の同行も注視しつつ高知市としての第三期の計画を策定していきたいと考えておりますので、令和9年度末までとしております。次に計画の位置づけですが、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項に規定される市町村計画として策定し、上位計画である地域福祉活動推進計画や高齢者保健福祉計画、障害者計画、健康づくり計画等と整合・連動を図り地域共生社会の実現を目指していきます。

基本目標は、これまで整理してきた課題と方向性と同じものとし、①成年後見制度の普及促進、②成年後見制度の利用支援、③包括的な相談支援体制の充実、④権利擁護支援チームの自立支援、⑤意思決定支援の普及促進の5項目としております。

次に 20 ページですが、第二期計画の位置付けを表したものです。成年後見制度利用促進基本計画のみでは地域共生社会の実現は困難ですので、他の計画と連動しながら地域共生社会の実現を目指していきたいと思っております。

次に 21 ページでは、その他の計画の概要を載せておりますので、参考にしていただけたらと思っております。

次に 22 ページです。こちらは課題や方向性で説明をさせてもらったとおり、それぞれの分野ごとに分けた数値目標を載せています。一番下の意思決定支援の普及促進についてですが、こちらは今現在数値が取れるのが、高齢の分野のみとなっております。数値目標を設定しているのは高齢のみではありますが、障害の分野でも今後、意思決定支援の普及促進の取組は検討していく予定です。

(西内委員長)

予定の時刻を過ぎておりますので、本格的な議論は次回にして、資料の 23 ページに今後のスケジュールについても記載がありますように、来週7月25日に四者会で意見交換会を

行い、そこでも専門職の方々から意見をいただくことになっております。そこに参加できる審議会委員の皆様につきましてはご参加いただき、実際に実務に携わっておられる方々がどのような考えなのか、今事務局が説明した内容がどうなのか、様々な意見を聞いていただいて、今後 11 月以降の審議会で、今回説明のあった内容で良いのか、分かりづらいところはないか等、議論をいただき、11 月 12 月の審議会で方向性を決めていければと思いますので、ご協力をお願いいたします。

そうしましたら、本日の審議会は以上とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、活発なご意見をありがとうございました。次回の審議会は 11 月頃の開催を予定しております。ご多用のこととは存じますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

(基幹型地域包括支援センター 浅野)

今後のスケジュールについて、先ほど西内会長からも話がありましたが、改めて説明させていただきます。

7 月 25 日に開催される、四者会の場をお借りして、後見業務を行っている、弁護士、司法書士、行政書士などの専門職団体の方々と意見交換をさせていただき、いただいたご意見を第二期計画に反映していきたいと考えております。意見交換会を 2 回開催する予定としており、2 回目では、1 回目でいただいたご意見を集約して、それをどのように計画に組み込むのかをフィードバックし、いただいたご意見から市と専門職の方々と協力できる取り組みもでてくるかもしれないので、その提案や確認ができればと考えております。意見交換会后、いただいたご意見を元に作成した計画を 11 月の審議会で審議してもらい、計画の素案を 12 月の審議会で検討できたらと思います。そのあとは 1 月にパブリックコメントをいただき、3 月には計画の原案を審議していただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

(事務局)

以上をもちまして、令和 6 年度第一回成年後見制度利用促進審議会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

【終了】